

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人遊歩
- 2 指導監査実施年月日 令和2年10月19日(月)
- 3 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-5(3) 監事の職務・義務	<p>社会福祉法の改正に伴い、監事に対し理事会への出席義務が課せられているが、令和元年度に開催された理事会において、監事の内1名が3回続けて欠席していた。また監事の出席がない理事会も1回あった。監事が全員欠席したとしても理事会の定足数を満たしていれば理事会は成立するが、理事の職務の執行を監査するという監事の重要な役割を放棄することにつながる。については、理事のみならず監事も出席できるように日程調整を行うとともに、調整を行っても欠席が続く場合は、改選についても検討すること。</p> <p><u>根拠法令等</u> 社会福祉法第45条の18第3項において準用される一般法人法第101条第1項(監事の理事会への出席義務)</p>	